

# 岐阜県公報

号外 (二) 平成二十年七月十五日

## 目次

岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例  
岐阜県文化芸術振興基本条例

(議事調査課)  
(同)

二  
三

### 本号で公布された条例のあらまし

岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例 (条例第三八号)

一 この条例は、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を主たる要因とする地球温暖化が急速に進行する中、二酸化炭素の吸収源として公益的機能を有する貴重な森林資源を保全し、確実に次世代に引き継いでいくことを日本有数の森林県である岐阜県の責務ととらえた上で、森林が有する二酸化炭素の吸収作用を維持し、又は向上させ、もって地球温暖化の防止に寄与するために、岐阜県が事業者 (森林整備を主たる業とする者を除く。以下同じ。) による森林づくり活動を推進することを目的とした。(第一条関係)

二 基本理念を定めるとともに、県の責務、事業者の役割等について定めることとした。(第二条～第六条関係)

三 森林づくり活動に関し、県が行う施策の基本となる事項について定めることとした。(第八条～第二十一条)

四 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県文化芸術振興基本条例 (条例第三九号)

一 この条例は、文化芸術の振興に関し、その基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策 (以下「文化芸術振興施策」という。) の基本となる事項を定めることにより、文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな県民生活及び活力にあふれた地域社会の実現に寄与することを目的とした。(第一条関係)

二 文化芸術の振興に関する基本理念を定めるとともに、県の責務、県民との協働等について定めることとした。(第二条～第五条関係)

三 文化芸術の振興に関し、県が行う施策の基本となる事項について定めることと

した。(第六条、第二一条関係)

四 文化施設の改修又は整備その他の文化芸術の振興に資する事業に必要な経費の財源に充てるため、岐阜県文化芸術振興基金を設置することとした。(第二三条関係)

五 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例をここに公布する。

平成二十年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十八号

岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例

(目的)

第一条 この条例は、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を主たる要因とする地球温暖化が急速に進行する中、二酸化炭素の吸収源として公益的機能を有する貴重な森林資源を保全し、確実に次世代に引き継いでいくことを日本有数の森林県である岐阜県の責務ととらえた上で、森林が有する二酸化炭素の吸収作用を維持し、又は向上させ、もって地球温暖化の防止に寄与するために、岐阜県が事業者(森林整備を主たる業とする者を除く。以下同じ。)による森林づくり活動を推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「森林づくり活動」とは、県内の森林の植林、下刈、除伐及び間伐活動をいう。

(基本理念)

第三条 地球環境の保全は、今を生きる人類すべてに共通する緊急的な課題として、県及び事業者が果たすべき役割を担い、実施可能な取組を着実に積み重ねなければなら

ない。

2 森林は、木材資源を供給する経済的な役割をはじめ、災害の防止、水源涵養など多面的な公益機能を有しているとともに、二酸化炭素の吸収源として地球温暖化の防止においても貴重な公益的資源であり、様々な主体による森林づくり活動によりその保全を進めなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、事業者が行う森林づくり活動を促進するため、総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、事業者が行う森林づくり活動を促進するための技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

(市町村との連携)

第五条 県は、事業者が行う森林づくり活動の推進に当たり、地域の実情に応じた効果的な森林づくりを実施するため、市町村との密接な連携を図るものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、森林の保全及び整備に係る活動を自主的かつ積極的に行うことにより、県が実施する地球環境の保全のための森林づくり活動に関する施策に協力するものとする。

(国への要請)

第七条 県は、事業者による森林づくり活動において、二酸化炭素の削減対策の促進を図るため必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(基本方針)

第八条 知事は、事業者が行う森林づくり活動の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な指針を定めるものとする。

(森林整備計画の作成)

第九条 事業者は、条例の目的に資する森林づくり活動を行うときは、第四条第二項の県の支援を受けるため、森林整備計画を作成し、県に提出することができる。

2 前項の森林整備計画に記載する事項は、別に知事が定める。

(二酸化炭素吸収量の認定)

第十条 県は、事業者が県内において前条第一項の規定により県に提出された森林整備計画に基づき森林づくり活動を実施した場合には、この活動により生じた二酸化炭素

吸収量について、事業者の二酸化炭素排出量から相殺できる二酸化炭素吸収量として認定することができる。

2 前項の規定による認定の方法及び基準については、別に知事が定める。

(顕彰)

第十一条 知事は、条例の目的に資する森林づくり活動に積極的に取り組む事業者の顕彰を行うものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県文化芸術振興基本条例をここに公布する。

平成二十年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十九号

岐阜県文化芸術振興基本条例

(目的)

第一条 この条例は、文化芸術の振興に関し、その基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策以下「文化芸術振興施策」という。(の)基本となる事項を定めることにより、文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな県民生活及び活力にあふれた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の担い手は県民一人一人であるとの認識の下に、県民の主体性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、県民が等しく、文化芸術にかかわる機会を持ち、これを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、未来を担う子どもたちが、豊かな心を育むことができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、県民一人一人が、地域の特色ある文化芸術に触れ、及び親しむことにより、ふるさとに誇りや愛着を持ち、地域が活性化するような環境

の整備が図られなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、先人たちの努力によって築かれ、受け継がれてきた地域社会共有の財産である伝統文化を継承し、発展させることができるような環境の整備が図られなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、文化芸術振興施策の推進に当たっては、県民の意見を十分に把握し、その意見を当該施策に反映させるよう努めるものとする。

3 県は、文化芸術振興施策の策定及び実施のために必要な体制及び施設環境を整備するよう努めるとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村との連携)

第四条 県は、文化芸術の振興に関し市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、文化芸術の振興に当たっては市町村との連携に努めるものとする。

(県民との協働)

第五条 県は、県民、芸術家、文化芸術を支える者、文化芸術団体、企業その他関係機関との連携及び協働により、文化芸術振興施策の推進に努めるものとする。

(文化芸術活動の取組及び機会の充実)

第六条 県は、広く県民が文化芸術活動を行う機会の充実を図るため、文化施設の活用を努めるとともに、県民が文化芸術を体験し、又は創造する活動に参加する機会の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、前項に定めるもののほか、優れた文化芸術の鑑賞等の機会の充実を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術活動を担う者等の育成)

第七条 県は、県民の文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術活動を担う人材及び団体の育成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第八条 県は、次代の文化芸術の担い手となる青少年の文化芸術活動の充実を図るため、青少年が優れた文化芸術を体験し、及びこれを創造する機会の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(伝統文化の継承及び発展)

第九条 県は、伝統芸能、文化財その他の伝統文化が適切に保存、継承及び活用されるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(文化施設の充実)

第十条 県は、県民の文化芸術活動の場の充実を図るため、文化施設の充実に努めるとともに、文化施設以外の施設についても、文化芸術活動の場として活用されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術資源を活用した産業の振興等)

第十一条 県は、地域の豊かな文化芸術資源を活用して、観光産業をはじめとする産業の振興及び地域の活性化が図られるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他文化芸術の振興)

第十二条 県は、第六条から前条までに定めるもののほか、文化芸術の振興を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(岐阜県文化芸術振興基金の設置)

第十三条 県は、文化施設の改修又は整備その他の文化芸術の振興に資する事業に必要な経費の財源に充てるため、県民からの寄附その他の支援及び協力を得て、岐阜県文化芸術振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 基金の積立額は、予算に定めるところによる。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

4 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

5 基金は、文化施設の改修又は整備その他の文化芸術の振興に資する事業を実施するための財源とするため処分することができる。

6 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

7 知事は、基金に属する現金を預貯金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関に対する

債務(借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。)と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

8 前各項に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十年七月十五日印刷  
平成二十年七月十五日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁  
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 飯尾  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社  
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)